

更 正 決 定

原 告 特定非営利活動法人消費者機構日本  
被 告 学校法人東京医科大学

上記当事者間の頭書事件につき、令和2年3月6日言い渡した判決に明白な誤りがあったので、職権により、次のとおり決定する。


主 文

- 1 主文1項(2)中、「別紙対象消費者目録記載1の1(1)エ」とあるのを、「別紙対象消費者目録記載1の(1)エ」と更正する。
- 2 事実及び理由第1の1項(2)中、「別紙対象消費者目録記載1の1(1)エ」とあるのを、「別紙対象消費者目録記載1の(1)エ」と更正する。

令和2年3月9日

東京地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 前 澤 達 朗 

裁判官 実 本 滋 

裁判官 豊 澤 悠 希 